



益田市医師会 修学資金貸付制度のご案内

将来の益田地域の保健・医療・福祉を担うあなたの夢、応援します！

益田市医師会では、将来、医師や薬剤師、看護師・保健師、介護福祉士の資格取得を目指し大学・養成校で学ぶ方へ修学資金貸付制度を設け、支援を行っています。

修学資金対象者は・・・

医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士の資格を取得するための養成校（大学・専修学校等）に在学している方

資格取得後、直ちに益田市医師会（益田地域医療センター医師会病院）において医療職員として、その業務に従事できる方

学業成績優秀で心身ともに健全な方

貸付金額と返還免除制度

貸付金額は **月額50,000円**

貸付期間は 修学資金貸付決定日の属する月から卒業の日の属する月まで

資格取得後、益田地域医療センター医師会病院にて

貸付を受けた期間と同じ期間を勤務した場合は返還を免除されます

介護福祉士の場合は貸付期間の倍の期間勤務した場合に返還免除

医師の場合は初期研修終了後 18 年間のうちに 3 年間医師会病院で勤務すれば返還免除

希望をされる方は・・・

まずは益田市医師会（総務人事課）までご連絡ください

「修学資金貸付申請書」と「履歴書（写真貼付）」、

「養成校に合格したことが分かる書類の写し」を提出してください

（申請期限内に進学先が決まっていなくても別途ご相談を承ります）

修学資金貸付申請書・履歴書の様式は、益田市医師会のホームページからもダウンロードできます

<https://www.masuda-med.or.jp/recruit/>

公益社団法人益田市医師会

医療職員修学資金貸付制度の手続きについて

1、療職員修学金の申請をするために必要な書類

1、2の様式は医師会のホームページ上からダウンロードできます

1、金貸付申請書

2、履歴書（写真貼付／養成校入学までの経歴を記載）

3、【入学前の場合】合格したことが分かる書類、【養成校在学中の場合】在学証明書

2、金貸付決定までの事項

- (1) 申請書と履歴書を基に書類選考後、作文試験と面接を行います。（後日、日程を通知します）
- (2) 理事会にて貸付の可否を決定します。
- (3) 担当者より結果をご連絡します。（決定通知書と併せて下記の書類をお送りします）

[貸付に必要な書類]

修学資金借用証書（収入印紙を貼り本人の印で割印をお願いします）

誓約書

在学証明書（未提出の場合のみ）

連帯保証人の印鑑登録証明書

振込銀行口座番号

- (4) 決定通知時に指定する期日までに必要書類を提出してください。
- (5) 手続き終了後、毎月10日に規定の額を支給いたします。

3、修学中の提出書類

毎年4月に現況報告書と在学証明書・成績証明書を担当宛に提出してください。

（毎年、依頼文と様式を送付します）

4、修学生が養成校を卒業する前に必要な事項

養成校を卒業する年度の12月に説明会を行います。

（該当年の秋頃に担当から説明会日程連絡を行います）

修学資金の貸付決定時点で、採用内定としていますので、改めての採用試験は実施しません。

5、金貸付の途中解約及び他病院等へ就職する場合の対応

- (1) 在学中に途中解約を希望する場合、または当院以外へ就職される場合は、まずその旨を下記の担当まで連絡ください。
- (2) 修学資金辞退申請書を提出ください。
- (3) それまでに貸付けた修学資金は即時一括して全額返済が必要となります。

【お問い合わせ先】公益社団法人 益田市医師会

事業本部 総務人事課

〒699-3676 島根県益田市遠田町1917番地2

（益田地域医療センター医師会病院内）

TEL：0856-31-0545 FAX：0856-31-0543

E-mail：jinji@masumi.shimane.med.or.jp